

次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づく 国立大学法人茨城大学行動計画

平成30年3月19日策定

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第 120号）第12条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学に勤務する教職員が仕事と子育てを両立し、その能力を十分に発揮できるように雇用環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間

2 内 容

目標 1：計画期間内の育児休業の取得を次の水準以上とする。

男性教職員・・・取得率を7%以上

女性教職員・・・取得率を80%以上

〈対策〉

- 平成30年度～ ・ダイバーシティ推進室のホームページの活用や、ロールモデル集を作成するなどして、各種両立支援制度について周知する。

目標 2：教職員の仕事と家庭生活との両立を支援するための制度の拡充を図る。

〈対策〉

- 平成30年4月～ ・仕事と家庭生活との両立推進のため、テレワーク制度の導入に向けて課題分析と制度の検討を行う。
- 平成31年4月～ ・テレワーク制度を導入する。

目標 3：フルタイム労働者等の年間総労働時間が前年度以下になるよう抑制する。

〈対策〉

- 平成30年度～ ・定時退勤日（ノー残業デー）や定時退勤ウィークの設定により、所定外労働時間の削減を図る。
・年次有給休暇の利用促進を図り、実労働時間の削減を図る。
・毎月の労働時間を集計し、状況を把握・分析するとともに、対策を検討する。